

他教科でも活用できる学習教材事例2(現代社会等)

著作権とネット社会における法律一覧(抜粋)

次の「ア 著作権に関する問題」は、「現代社会(1) 私たちの生きる社会(イ) 現代社会における諸課題」において「情報」を取り扱う場合の導入部分で利用可能である。

また、「イ ネット社会における法律一覧」については、教科指導だけでなく、あらゆる教育活動の中で活用ができる。

ア 著作権に関する問題

・問題1(著作権法第1条及び第2条の1)

夏休みに読書感想文を書いて提出した。私の感想文が上手だったので学校のホームページに載った。これって、掲載するのにちゃんと許諾を取る必要があるのではないかな。さあ、どう思う?

- 書いた私の許諾を取る必要がある。
- ホームページの作成者の許諾を取る必要がある。
- 学校に提出したものは許諾を取る必要はない。
- もともと許諾を取る必要はない。

・問題2(著作権法第1条および第10条の5)

写真コンテストに出そうと思い、自分の住んでいる町並みを撮影した。人は写っていないが、兄の家が写っている。これって、撮影するのにちゃんと許諾を取る必要があるのではないかな。さあ、どう思う?

- 建てた大工の許諾を取る必要がある。
- 所有者である兄の許諾を取る必要がある。
- 兄の家だから許諾を取る必要はない。
- 普通の家だから許諾を取る必要はない。

・問題3(著作権法第1条および第10条の2、第23条)

インターネットは放送や有線放送ではないので、お気に入りのバンドの曲を自分のホームページで使った。もちろんCDは購入したものを使った。これって、利用するのにちゃんと許諾を取る必要があるのではないかな。さあ、どう思う?

- CD制作者に許諾を取る必要がある。
- 購入した販売店に許諾を取る必要がある。
- インターネットだから許諾を取る必要はない。
- CDを購入したから許諾を取る必要はない。

・問題4(著作権法第1条および第2条の19)

インターネット上のあるサイトを見ていたら、あるフリーソフトのサイトへリンクが貼り付けてあった。使ってみたらとても便利なソフトだった。皆に使ってほしいと思ったので宣伝を兼ねてファイルをコピーしてあげた。これって、コピーしてあげるのにちゃんと許諾が必要なんじゃないかな。さあ、どう思う?

- ソフトを作成した人の許諾を取る必要がある。
- リンクを作成した人の許諾を取る必要がある。
- 友達同士で使うのだから許諾を取る必要はない。
- 自由に使っているのだから許諾を取る必要はない。」

イ ネット社会における法律一覧（抜粋）

① 著作権法

第一条（著作権の目的）

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

第十条（著作物の例示）

この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

第二十三条（公衆送信権等）

著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

第三十条（私的使用のための複製）

著作権の目的となつてい著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

第三十二条（引用）

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

第三十八条（営利を目的としない上演等）

公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

第五十一条（保護期間の原則）

著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。

2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）五十年を経過するまでの間、存続する。

② 民法

第七百九条（不法行為により損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第七百十条（財産以外の損害の賠償）

他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

③ 刑法

第二百二十二条（脅迫）

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者

は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百三十条（名誉毀損）

公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百三十一条（侮辱）

事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

第二百三十三条（信用毀損及び業務妨害）

虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百三十四条（威力業務妨害）

威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

第二百三十四条の二（電子計算機損壊等業務妨害）

人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

④ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法）

第一条（目的）

この法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

第三条（不正アクセス行為の禁止）

何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

第四条（他人の識別符号を不正に取得する行為の禁止）

何人も、不正アクセス行為（第二条第四項第一号に該当するものに限る。第六条及び第十二条第二号において同じ。）の用に供する目的で、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を取得してはならない。

第五条（不正アクセス行為を助長する行為の禁止）

何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供してはならない。

⑤ 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）

第一条（目的）

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第十五条（利用目的の特定）

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

第十六条（利用目的による制限）

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第十七条（適正な取得）

個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

第十八条（取得に際しての利用目的の通知等）

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を

公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

第十九条（データ内容の正確性の確保）

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

第二十条（安全管理措置）

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第二十三条（第三者提供の制限）

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

第五十条（適用除外）

個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）報道の用に供する目的
- 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者学術研究の用に供する目的
- 四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

⑥ 電気通信事業法

第一条（目的）

この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

第三条（検閲の禁止）

電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

第四条（秘密の保護）

電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。